

# 定 款

株式会社 タムロン

# 株式会社 タムロン 定款

## 第Ⅰ章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社タムロンと称し、英文ではT a m r o n C o., L t d.と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- ① 光学及び精密機械器具の製造、販売及び輸出
- ② レンズ加工機械器具製造、販売及び輸出
- ③ 電子、空圧関係の機械器具の製造、販売及び輸出
- ④ 測定用及び医療用機械器具の製造、販売及び輸出
- ⑤ 前各号記載の機械器具の部品、付属品、消耗品及び材料の製造、販売及び輸出
- ⑥ 前各号にかかるものの輸入販売
- ⑦ 前各号に附帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第Ⅱ章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は8,000万株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

### (株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第10条の2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第10条の3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### (株式取扱規定)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規定による。

### 第III章 株主総会

#### (招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要である場合隨時招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

第14条の2 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

第15条の2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第16条の2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## 第IV章 取締役及び取締役会

### (員 数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

### (選 任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

第19条の2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第19条の3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第21条の2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### (招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

第22条の2 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のある時はこの期間を短縮することができる。

第23条の2 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 第24条の2 当会社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規定)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 第27条の2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第V章 監査役及び監査役会

(員 数)

- 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

- 第29条 監査役は、株主総会において選任する。
- 第29条の2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 第30条の2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。
- 第32条の2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

- 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規定)

- 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(報酬等)

- 第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 第36条の2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第VI章 計 算

### (事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

### (剩余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

### (中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

### 改定版の施行

平成16年3月30日 改定

平成16年4月1日 改定

平成17年4月1日 改定

平成17年8月19日 改定

平成19年3月29日 改定

平成21年3月27日 改定

平成22年1月6日 改定

平成23年3月30日 改定

平成28年3月30日 改定

令和4年3月29日 改定